

平成 2 4 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 9 号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 2 4 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成 1 2 年函館市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「別表第 9 」を「別表第 1 1 」に改め、同号を同条第 1 1 号とし、同条第 8 号中「別表第 8 」を「別表第 1 0 」に改め、同号を同条第 1 0 号とし、同条第 7 号中「別表第 7 」を「別表第 9 」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「別表第 6 」を「別表第 8 」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「別表第 5 」を「別表第 7 」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「別表第 4 」を「別表第 6 」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 3 号中「別表第 3 」を「別表第 5 」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 2 号中「別表第 2 」を「別表第 4 」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可に関する事務 別表第 2

(3) 浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）の規定に基づく浄化槽清掃業の許可に関する事務 別表第 3

第 4 条第 1 項第 2 号中「別表第 9 」を「別表第 1 1 」に改める。

別表第 1 中「第 3 0 条の 1 8 第 1 項」を「第 3 0 条の 1 7 第 1 項」に、「第 3 0 条の 1 9 第 1 項」を「第 3 0 条の 1 8 第 1 項」に改め、「（住民基本台帳カードの追記欄の余白がなくなった場合その他市長が特に必要と認める場合のものを除く。）」を削る。

別表第 9 中「別表第 4」を「別表第 6」に改め，同表を別表第 11 とする。

別表第 8 を別表第 10 とし，別表第 2 から別表第 7 までを 2 表ずつ繰り下げ，別表第 1 の次に次の 2 表を加える。

別表第 2（第 2 条関係）

区 分	単 位	金 額
介護保険法第 9 4 条第 1 項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可	1 件につき	63,000円
介護保険法第 9 4 条第 2 項の規定に基づく介護老人保健施設の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）の許可	1 件につき	33,000円

別表第 3（第 2 条関係）

区 分	単 位	金 額
浄化槽法第 3 5 条第 1 項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可	1 件につき	7,200円

附 則

この条例は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし，別表第 1 の改正規定は，同年 7 月 9 日から施行する。

（提案理由）

地方自治法施行令の一部改正により市の事務となる介護保険法の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可に関する事務および手数料を徴収する事務から除いていた住民基本台帳カードの再交付の事務について手数料を徴収することとし，ならびに機構改革および住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い規定を整備するため